公益社団法人北海道社会福祉士会介護職員初任者研修派遣講師料等に関する規程

規程第17号 2005年11月5日制定

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という) が、日本赤十字社等の団体(以下「依頼団体」という。)から要請を受け、 その団体が主催する介護職員初任者研修会へ講師を紹介または派遣する際 の講師料等について、基本的な基準を定めることを目的とする。 (講師)
- 第2条 この規程において、本会が依頼団体へ推薦または派遣する講師は、 本会の正会員であることを要する。
- 2 講師は、本会の理事会において承認された者でなければならない。 (受託する講師料の基準)
- 第3条 本会が依頼団体から受託する講師料の額は、公益社団法人北海道社 会福祉士会謝金等支払規程(規程第15号)の規定を準用する。
- 2 講師料の額は、60分の講義時間を基礎にし、最初の60分以降は30 分きざみで加算し算定するものとし、具体的な額は別表のとおりとする。
- 3 第1項の基準によりがたい場合は、本会理事会の判断に基づき決定する ものとする。

(講師の旅費)

- 第4条 講師が必要とする旅費については、その実費を依頼団体が直接講師 へ支払うものとする。
- 2 講師が宿泊をしなければならない場合は、依頼団体と講師が協議し取扱いを決定するものとする。

(教材等の経費)

- 第5条 講義に必要な主たる教材は、依頼団体から支給されるものとし、レジュメ等の副教材を講師が作成する場合に生ずる経費は依頼団体の負担とするが、あらかじめ講師が依頼団体と協議し取扱いを決定するものとする。 (講師料等の支払方法)
- 第6条 講師料及び旅費は、依頼団体が直接講師へ支払うものとする。 (改廃)
- 第7条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日(2006年12月18日)から施行する。
- 2 この規程は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

## 【講師料】

| 講義時間  | 講師料(税込み) | 備 考                    |
|-------|----------|------------------------|
| 60分未満 | 10,000円  | 60分に満たない場合も60分と<br>する。 |
| 6 0 分 | 10,000円  |                        |
| 90分   | 15,000円  | 60分以降、30分きざみで加算す       |
| 120分  | 20,000円  | る。                     |
| 150分  | 25,000円  |                        |
| 180分  | 30,000円  | ・ (※240分以降も同様とする。)     |
| 210分  | 35,000円  |                        |
| 240分  | 40,000円  |                        |

【注】公益社団法人北海道社会福祉士会謝金等支払規程(規程第15号)の規定を適用する。

## 【旅費・その他の経費】

| 項目     | 支払額  | 備 考                |
|--------|------|--------------------|
| 旅費 交通費 | 実費   | 公共交通機関を利用した場合の金額   |
| 旅費 宿泊費 | (協議) | 依頼団体と講師の協議により取扱を決定 |
| その他の経費 | (協議) | 依頼団体と講師の協議により取扱を決定 |